

# Let's Recycle! むさしむらやま

Vol.17 平成26年2月発行

発行／武蔵村山市生活環境部環境課 TEL 042-565-1111 (内292～294)  
ホームページ／<http://www.city.musashimurayama.tokyo.jp/>

**ごみの排出量が増えています**  
～ ごみの減量にご協力ください ～

## 【過去5年間の1人1日当たりのごみ排出量】

年 度	年度末人口（人）	総排出量（t）	1人1日当たり排出量（g）
平成 20 年度	70,802	21,665	838.3
平成 21 年度	71,358	21,096	810.0
平成 22 年度	71,625	21,149	809.0
平成 23 年度	71,896	21,144	803.5
平成 24 年度	71,975	21,944	835.3

※1人1日当たり排出量は、総排出量÷年度末人口÷当該年度日数で算出しています。

本市のごみは、小平・村山・大和衛生組合で焼却・破碎処理された後、焼却灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でエコセメント化され、破碎不燃物については同組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立処分をしています。

焼却灰を原料とする「エコセメント化」事業は、平成18年7月から開始され、焼却灰は全てエコセメントの原料として再生利用されています。

この事業は、最終処分量の削減に大きく寄与しますが、一方で多大な費用を要しています。

焼却灰の組合への搬入については、計画で定められた搬入配分量があり、この配分量を搬入量が大きく上回ってしまっていることから、「超過金」が課せられているのが現状です。26年度の組合の負担金については、215,341千円になり、25年度に比べて、約732万円の増額になります。

ごみ処理経費削減のため、マイバッグの利用等「ごみ減量の3R」の実践により、ごみの減量と資源化にご協力をお願いいたします。

### 《ごみ減量の3Rとは》

- ①Reduce（リデュース）・・・ごみの発生抑制（エコバッグの使用、詰替え用シャンプー等の使用）
- ②Reuse（リユース）・・・再使用（フリーマーケット、リサイクルショップの活用、ビン製品の利用等）
- ③Recycle（リサイクル）・・・再生利用（地域の廃品回収やスーパーの拠点回収に協力、リサイクル商品の使用等）

# 平成26年1月から携帯電話等の使用済小型電子機器等の回収を始めました。

市内8カ所の公共施設に、回収ボックスを設置。ご利用ください。

## 1 回収ボックス設置場所

①	市役所
②	緑が丘出張所
③	市民総合センター
④	情報館えのき
⑤	中藤地区会館
⑥	大南地区会館
⑦	三ツ木地区会館
⑧	残堀・伊奈平地区会館

家庭ごみとして捨てられている携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器には、貴重な資源が多く使われています。  
武蔵村山市では、これらを適正に処理する「小型家電リサイクル法」に基づくリサイクル事業を開始します。



## 2 回収品目は、次のとおりです。

①	携帯電話	⑩	電子辞書
②	ポータブルカーナビ	⑪	電卓
③	携帯ラジオ	⑫	電子血圧計
④	デジタルカメラ	⑬	フィルムカメラ
⑤	ポータブルビデオカメラ	⑭	理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電動歯ブラシ）
⑥	携帯音楽プレーヤー	⑮	懐中電灯
⑦	ICレコーダー	⑯	時計
⑧	補聴器	⑰	携帯ゲーム機
⑨	ヘッドホン	⑱	ACアダプター

ただし、回収ボックスの投入口（25cm×15cm）を通過できる大きさであって、個人情報  
を消去したものに限りです。電池は必ず取り外してください。

なお、ボックスに投入された機器については、原則として返却できません。

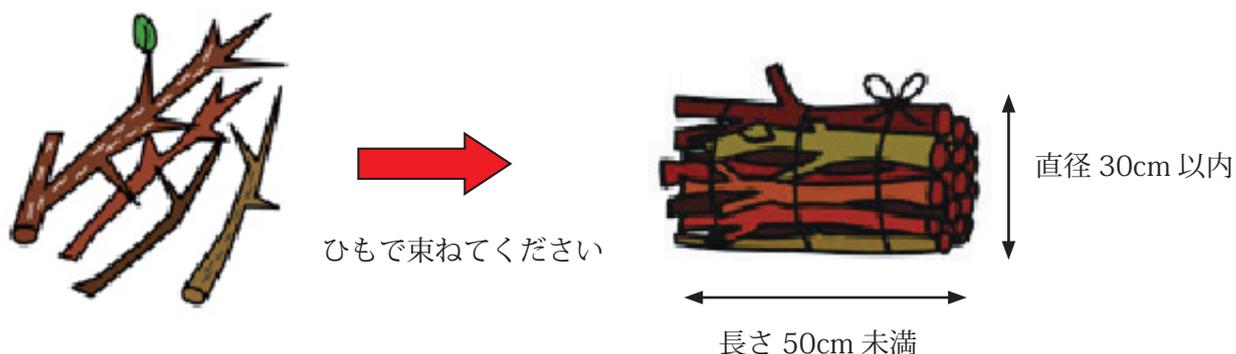


## ご協力お願いします。

# ご協力ください

## 枝

- 枝は、直径 10cm 未満とします。
  - 枝は、長さ 50cm 未満とします。
  - ひもでしばって、直径 30cm 未満の束にしてください。
  - 一度に出せる量は、3 束までとします。袋の場合も 3 袋までです。
  - 竹、笹、シュロ、いちょう、松の枝は、処理できませんので「燃やせるごみ」で出してください。
  - 落葉は、砂などが混入するため、処理できませんので「燃やせるごみ」で出してください。
  - 毛虫等の害虫が食っている枝は、処理できませんので「燃やせるごみ」で出してください。
- ※ 古紙、布と枝の収集時間がずれることがありますので、ご理解ください。



## スプレー缶類

- エアゾール缶（スプレー缶）は、**中身を空にして、穴をあけてください。**中身を使い切れない場合は、火の気のない風通しの良い屋外で必ず中身を出し切ってから「かん・金属の日」に出してください。
- 中身排出機構、残ガス排出機構（ガス抜きキャップ）の付いている物は商品に記載された使用説明書を必ずご覧頂いてからキャップを活用して中身を出してください。
- 使い捨てライターについては、中身を全部使い切ってから「**燃やせないごみ**」の日に出してください。

※ 過去に、使い捨てライターが原因の収集車の車両火災が発生しております。スプレー缶、使い捨てライター等については、必ず中身を全部使い切ってから出してくださいようご協力をお願いします。



## ～ 資源循環型の社会を目指して ～

# 3市共同資源化事業について

これまで、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市では、資源循環型の社会を目指して、廃棄物減量への取組みやリサイクル等を進めてきました。

今後、さらなる廃棄物の減量とリサイクル推進のため、3市と組合の4団体では、3市共同資源物処理施設の整備等「3市共同資源化事業」の検討を進めて参りました。

平成25年1月には、これまで進めてきた事業の変更と今後の事業推進に係る方向性を定めた「3市共同資源化事業に関する基本事項について」を、3市と組合の4団体で確認書を取り交わしました。

そして、さらに安定的な3市共同の廃棄物処理体制の維持及び向上を図るため、3市及び組合が一体となり、現在、3市共同資源化事業基本構想の策定を進めております。

## 生ごみの減量と資源化

### 【生ごみ処理機器購入費補助金制度】

- 申請は、購入した日から60日以内に行ってください。
- 申請するときは、①購入時の領収書（レシートは不可）、②購入機種のわかるパンフレット又は取扱説明書、③印鑑（シャチハタは不可）、口座番号を用意して、市役所環境課までお越しください。 ※緑が丘出張所では取り扱っておりません。
- その他の詳細につきましては、市役所環境課までお問い合わせください。
- 補助金の額は、下表のとおりです。

対象となる生ごみ処理機器	補助金の額
1日当たりの処理能力が10キログラム以上の大型処理機器	購入金額（税別）の2分の1又は30万円のいずれか低い方の額
1日当たりの処理能力が10キログラム未満の家庭用処理機器	購入金額（税別）の2分の1又は4万円のいずれか低い方の額

現在使用している「ごみ収集カレンダー」は、平成26年3月まで使用できます。



新しい「ごみ収集カレンダー」は平成26年3月頃に各世帯に配布予定です。